

福祉タイムズ

2019

9

No.814

編集・発行  社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

特集 …P2 子どもたちの学ぶ意欲を支えるために ～生活福祉資金(教育支援資金)を通じた支援～

NEWS & TOPICS …P6

「赤い羽根共同募金」ご協力をお願い

県社協のひろば …P10

市民トリアージ研修会 ～災害時における住民の共助関係構築に向けて～

第18回かながわ高齢者福祉研究大会 ～明日へとつながる笑顔のために ともに悩み・学び・進む～



子どもたちの学ぶ意欲を支えるために ～生活福祉資金(教育支援資金)を通じた支援～

子どもの貧困に関する話題はメディアでも頻繁に取り上げられています。親の経済的貧困が子どもの教育環境や進学状況にも影響を及ぼすといわれており、国では修学支援の充実が図られています。

社協が実施主体である生活福祉資金の貸付事業では、貸付と継続した相談支援により世帯の自立につながることに意義があるとしています。今号では、子どもたちの修学を支援する教育支援資金を通じて見える世帯の課題や支援についてお伝えします。

子どもの貧困と就学支援

日本では、現在、7人に1人の子どもが「相対的貧困」にあるといわれています。飢餓に苦しんだり住まいがなかったりと、毎日の衣食住に事欠く状態の「絶対的貧困」に比べて、「相対的貧困」はその国の平均的な生活水準と比較して所得が著しく低い状態を指すため、一見、貧困であることが見えにくいかもしれせん。

子どもの貧困は親の経済的困窮が背景にあり、そのことが子どもの教育環境や進学状況に影響することから、貧困は世代を超えて連鎖すると考えられています。

本年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる状態でいられるようにすることが何よりも重要であるといえます。

経済的不安から子どもたちが進学を断念することのないよう、平成29年度には(独)日本学生支援機構の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の対象者拡充が実施された他、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において私立高校の授業料や高等教育の実質的な無

償化が示されました。

本年5月には「大学等における修学の支援に関する法律」が成立し、大学や専門学校での学びを支援するため、現行の給付型奨学金の支給の拡充や授業料・入学金の減免制度の創設といった新たな取り組みが始まります。さらに、私立高校に通う子どもにおいても、国の就学支援金の上限額の引き上げが行われるなど、来年4月からは、一層支援の充実が図られることとなっています。

生活福祉資金による取り組み

生活福祉資金の一つである「教育支援資金」では、入学金や制服代など入学に際し必要な経費(就学支度費)や、授業料・教材費など就学を継続するために必要な経費(教育支援費)の貸付を行っています。(別表参照)

本貸付制度は他制度優先であるため、(独)日本学生支援機構の奨学金をはじめ、国や県が実施する就学援助等の制度の利用を先に検討することとなりますが、それらを利用できない場合や、奨学金支給までの補完あるいは奨学金との差額分の貸付を行うことで、子どもたちの貧困対策の一環として重要な役割を果たしています。

平成28年2月には本貸付制度の改正が行われ、教育支援費においては、特に必要と認められる場合には貸付

上限額が1・5倍まで引き上げられました。これに伴い本会でも運用の一部見直しを行い、貸付が必要な世帯への支援の充実を図っています。

教育支援資金の貸付内容 (別表)

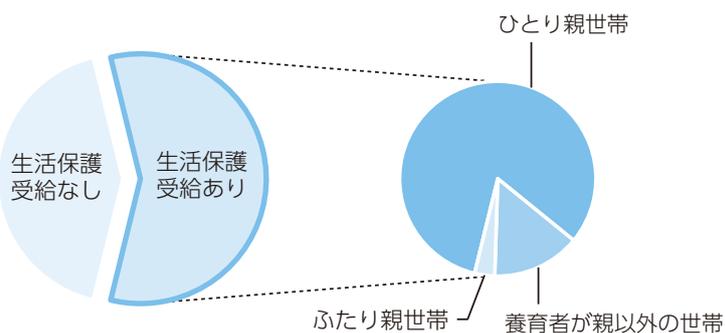
資金種類	就学支度費	教育支援費
資金用途	新入学時のみに支払いが必要な経費	就学するために、毎月、毎年支払いが必要な経費
貸付対象経費	入学金、制服代など	授業料、教材費、通学交通費など
貸付限度額	500,000円まで	〈月額〉 高等学校 35,000円まで 短大・専門学校 60,000円まで 大学 65,000円まで ※特に必要と認める場合は上記各上限額の1.5倍まで貸付可能
据置期間	卒業後6月以内	
償還期間	据置期間経過後20年以内	

相談から見える世帯の課題

受験方法や日程が多様化し、市区町村協では、大学・専門学校等に進学する際の相談が年々、早まっています。相談時に、世帯の家計や生活状況、子どもの進学意欲を確認しています。そこから世帯が抱えるさまざまな課題が見えてきます。

奨学金など他制度による支援が充実する一方、教育支援資金の貸付件

平成30年度教育支援資金貸付世帯の状況



数は、増加傾向が続いています。平成30年度は1080件、678世帯への貸付が決定していますが、貸付世帯の状況を見ると、生活保護を受給している世帯が6割を占め、そのうちの8割がひとり親世帯であることから、ひとり親世帯の経済的状況は依然として厳しいことがうかがえます。

教育支援資金を利用する世帯は、親の就労や心身の状況などの複合的な課題によって生活に困窮していることが少なくありません。中には家計収支のバランスが崩れてしまっているために、多額な学費を自己資金で負担することが厳しい世帯もあります。私立大学に進学した場合、年間100万円を超える費用がかかることもあり、高校から大学等へ進学する中で、1人の子どもが複数の借入れを行い、結果として借入れ総額が高額となる傾向が見られます。

借入れ後、世帯の状況を確認する機会がありますが、進学したものの学校になじめなかったり、アルバイトと学業の両立が困難となり、やむを得ず休学・退学してしまう子どもがいるのも実情です。退学した場合卒業を待たずに返済が始まることから、市区町村協からは、子どもにお金を借りて進学することの意味を十分に伝えることの難しさや、就学の継続に向けてどのように世帯と

関わり、支援していくのか悩ましいといった声が聞かれています。

昨今、(独)日本学生支援機構の奨学金の返済に関してさまざまな報道がされていますが、教育支援資金も卒業後に子どもが自ら返済していくこととなります。貸付であるがゆえにその返済は子どもにとっても大きな負担となることから、できる限り負担を増やさないことも必要ですが、教育支援資金は他制度との併用を含め、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの将来の自立に向けた一つの手段として有用です。

しかし、返済が始まったものの、安定した収入が得られず滞納に至る場合もあり、貸付時に自立の道筋を描いておくことの難しさを感じられます。

相談支援を通じた世帯との関わり

本貸付制度は金銭的な支援を行うことだけが目的ではなく、貸付と併せた相談支援を通して世帯の自立促進を図ることが特徴です。

市区町村協と世帯の間は相談時から始まりますが、返済完了まで最長で20年となる場合もあるため、子どもの成長とともに世帯の生活環境が様変わりすることがあります。

教育支援資金の借入れの申請に際

し民生委員と面談を行っています。が、民生委員による継続的な見守りも世帯を支援するうえで大きな効果を発揮しています。さまざまな理由から学業が継続できず別の道を目指す子どもたちも見受けられますが、世帯が抱える新たな課題や困りごとを相談できる身近な相手として、民生委員は市区町村協と連携し世帯の支援を行っています。

関係機関との連携による世帯支援

生活に困窮する世帯への支援として、平成27年4月に「生活困窮者自立支援制度」が開始され、その中で本貸付制度との連携が掲げられています。両制度が互いに連携して対応することで世帯の自立促進が図られることが期待されており、特に貸付と家計の見直しを併せて行うことは有効であると考えられています。

市区町村協でも、世帯の課題の一つである家計面においては「家計改善支援事業」の利用に結びつけることがあります。中には家計収支を把握していない世帯もあるため、家計表を作成し家計状況の見える化を行うことで、世帯が家計管理に関心を持ち、日々の生活を見直すきっかけとなっています。

また、学習塾代を捻出することが困難な世帯に対して「学習支援事業」

の利用を促し、子どもの学力向上を支援するケースも生まれています。「学習支援事業」はNPO法人や学習ボランティア等の協力により実施されていますが、こうした場合は、子どもが親や教師以外の大人と出会う場でもあり、安心して過ごせる「居場所」の一つとしても期待されるところです。

市区町村社協にはさまざまな相談者が訪れます。貸付だけでは解決しない課題を抱えた世帯には、その課題解決に必要な支援先を紹介することもしています。例えば、未就学児のいる世帯を地域の子育て支援拠点につなぎ、親が悩みを相談しやすい場を提供したり、食事が十分に摂れていないと感じられる世帯には食糧支援や子ども食堂を案内するといった事例も聞かれています。

このような取り組みにより、相談を通じて生まれた世帯との関わりから、子どもの将来の自立とともに世帯の支援をしていることがうかがえます。子どもの貧困対策は、学費の負担軽減だけでなく、世帯が抱える課題を地域全体で解決していくことが大切だと感じます。

必要な世帯に

支援が届くように

教育支援資金を含む本貸付制度については本会でもホームページで紹介

介している他、市区町村社協を通じて学校等へ説明しているところですが、制度を知らない、手続きが煩雑で分かりにくいなど、周知が足りない部分はまだあります。

教育支援資金を利用する世帯の中には、外国籍の方で日本語でのコミュニケーションが難しい場合や、障害等により理解に時間を要する場合も見受けられます。必要な支援を世帯に届けるためには、本会としても周知等の工夫を図ることが大切だと考えられます。そのためには、スクールソーシャルワーカーをはじめとして、より広く関係者をつなぐしくみをつくることの必要性を感じます。

次代を担う子どもたちが、自身の描いた夢に向かって進んでいけるよう、本会では、市区町村社協や民生委員、関係機関と連携し、世帯に寄り添いながらこれからも支援に取り組んでいきたいと考えています。

(生活支援担当)

●教育支援資金に関するお問い合わせは本会生活支援担当まで

☎ 045-311-1426
 FAX 045-314-3472
 Mail seikatu@knsyk.jp
 URL http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsu_ke_kyoiku.html

※具体的な相談・申請窓口は、お住まいの市区町村社協です

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK18-13568 2019.1.16作成)

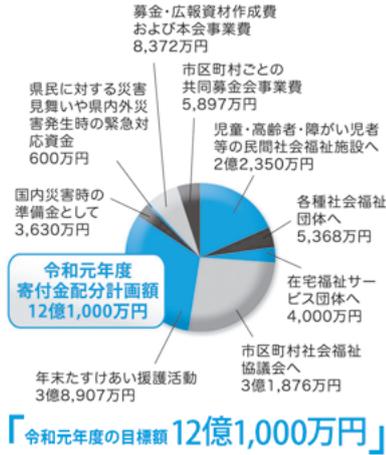
「赤い羽根共同募金」にご協力をお願いします！

今年も10月1日から全国一斉に

「赤い羽根・共同募金運動」が始まります。

昭和22年、「国民たすけあい運動」として始まった赤い羽根共同募金運動は、今年で73回目を迎えます。

戦後の荒廃した社会の中で、国民に「たすけあいの心」を喚起しつつ、民間の社会福祉を建て直すことを目的として開始されたこの運動は、時代の要請に合わせて、その時々が必要とされる民間の福祉活動を資金面で支えてきました。



近年、地域福祉ニーズが多様化し、さまざまな課題が顕在化しています。(福)神奈川県共同募金会(以下、県共募)では、時代に即した地域福祉を推進するために、民



間資金の特性を發揮し、自治会・町内会、企業、学校等の地域を構成するさまざまな組織との協働をさらに推進していきます。

▼「神奈川県共同募金会経済団体協力会」との協働

「協力会」は平成25年9月に設立されました。神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県経営者協会、神奈川県経済同友会、神奈川県中小企業団体中央会の5団体が協賛しています。

県共募は「協力会」と連携して、法人募金の協力依頼先を拡大するなど、県内企業から一層の理解と協力が得られるよう努めます。

▼企業との協働の推進

企業がCSR活動の一環として共同募金との協働拡大を進める中で、各企業に対して共同募金仕様自動販売機の設置や商品による寄付、寄付金付き商品の開発などの企画・提案を続けていきます。

また、多くの県民が利用する鉄道各社との協働推進を図り、地元意識を喚起した各沿線の地域福祉

の向上に努めます。全国に先駆けで始まった鉄道会社との協働事業により、今年度もコラボ缶バッジを製作しました。



相模鉄道(株)「そうにゃん」



江ノ島電鉄(株)「えのん」

▼教育機関との協働の推進

県共募では、未来を担う若者を中心とした地域福祉活動を推進していくために、平成27年4月、全国初となる教育機関(関東学院)との「共同宣言」を行いました。共同宣言を受けて、関東学院大学の学生を中心に、地元地域や企業、福祉施設などと連携した新規事業を企画・実施していきます。

また、半世紀にわたり募金に協力いただいている横浜国立大学とも新たな協働事業を検討します。

▼共同募金PR大使に「ミドリ」と「ムラリン」が就任！

令和元年度の共同募金PR大使に、野毛山動物園(横浜市西区)のカグー「ミドリ」と「ムラリン」が就任することに

なりました。同園との協働事業は平成24年度から始ま



令和元年度動物シリーズバッジ

り、今回で8代目の大使となります。10月には同園で大使就任式を、来年3月には共同募金実施報告会の開催を予定しています。

▼県内プロスポーツチームとの協働

県共募では、平成20年度から県内プロスポーツチームとの協働を開始しました。サッカーJリーグの横浜F・マリノス、川崎フロンターレ、湘南ベルマーレ、プロ野球の横浜DeNAベイスターズ、女子サッカーのノジマステラ神奈川相模原が協働パートナーとして赤い羽根募金を応援しています。

各チームの公式戦会場では、赤い羽根とコラボグッズ(ピンバッジ等)を使用したイベント募金を実施します。



各スポーツチームとのコラボバッジ (①横浜F・マリノス②川崎フロンターレ③湘南ベルマーレ④ノジマステラ神奈川相模原)

募金へのご協力や募金ボランティア活動へのご参加など、令和元年度共同募金に、引き続きご支援くださいますようお願いいたします。(神奈川県共同募金会)

●子どもの貧困対策大綱に新指標を追加

29日、内閣府の有識者会議にて子どもの貧困対策大綱の見直し案が取りまとめられた。教育支援、生活困窮世帯への支援、保護者の就労支援などに関する指標を22項目追加し、今年度中に改定する大綱へ盛り込む方針。

●横浜、川崎に外国人の相談窓口がオープン

国が各自治体へ設置を促していた外国人の総合相談窓口「多文化共生総合相談センター」が、横浜市西区、川崎市中原区にオープンした。行政の手続きや子育てなどの生活に関する相談に対して、11言語で応じる。

●就職氷河期世代の就労支援強化へ

政府は31日、就職氷河期世代の正規雇用の促進に向けて「支援推進室」を内閣官房に設置。企業への助成金の要件緩和や、仕事や子育ての中でも資格が取得しやすいプログラムの整備といった支援策を柱とする。

●重度障害者の就労時の介護支援を検討へ

厚生労働省は2日、重度の身体障害者の就労時介護支援について、本格的に検討を進める旨を表明。これまで支援のあり方は事業主の判断に委ねられていたが、従来の制度を見直すとともに、具体的な議論を進める。

●介護支援ロボットの公的保険適用対象調査

厚生労働省は、介護支援ロボットを公的保険制度の適用対象にするかどうか検討段階へ入る。来年度の調査で作業の負担軽減や効率化などの効果が認められた場合、2021年度の介護報酬改定に反映させる予定。

●色覚障害に対応した地震危険予測図を作成

政府の地震調査研究推進本部は、「全国地震動予測地図」を色覚障害の人にも分かりやすく作り直すことを決めた。新たな地図では、当事者が緑と赤を見分けにくいことから緑色は使用せず、グリーンでもできる限り避ける。

Movement of welfare

やさしさの おくりもの



吉坂義正会長(左)から長井晶子施設長(右)へタオルが渡された

タオルでつなぐ「支え合い」の輪 ～神奈川県労働者福祉協議会～

神奈川県労働者福祉協議会(以下、労福協)では、平成27年度よりリーダーの取り組みとして、来場者が家庭よりタオルを持ち寄り福祉施設へ寄付をする「タオル1本運動」を、横浜市臨港パーク等県下9カ所の会場で行っています。今年4月27日(土)を中心に開催され、多くの来場者よりタオルが届けられました。今回集められたタオルは1万369枚。その一部は本会を通じて21施設に寄贈され、施設を代表して久良岐乳児院(以下、乳児院)にもご出席いただき、タオルの贈呈式を行いました。労福協の吉坂義正会長は「タオルを通じて支えあいの心を大切に、これ

からも社会貢献活動を続けていきたい」とお話しし、タオルを手渡しました。

乳児院の長井晶子施設長からは「タオルは日常生活で欠かせず、幼児1人につき何枚ものタオルが必要のため、大変ありがたいです」と感謝の言葉を、また、本会からは感謝状を、労福協へ贈呈しました。

乳児院では、プールで遊んだ後の子ども達のかわいい笑顔がたくさん見られました。ふわふわの新しいタオルが早速役立ちそうです。

本会では、今後も多くの方の善意がこの活動を支えていくことを願っています。

(地域福祉推進担当)

▼神奈川県労働者福祉協議会▲
職域中心の福祉対策から、生活を生涯にわたって支える福祉運動として「え、自助」「共助」「公助」それぞれを政策・制度としての充実を図る労働者福祉運動に取り組んでいます。

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

忘れない、忘れてはいけない“あの日”の教訓 ～障害のある人と考えよう、防災対策～

今月は防災月間です。地域や職場、駅やイベント会場など、ありとあらゆる所に障害のある人がいます。しかし、障害のある人を意識した防災対策は十分とはいえません。そこで、東日本大震災を経験した車いす利用者の話に耳を傾け、共に生きる社会の防災のあり方を考えます。

❖ 避難訓練は失敗のチャンス。「臨機応変」は危険

肢体に障害がある小野和佳さんは、出身地の福島県いわき市で東日本大震災に遭遇しました。現在は横浜市の「自立生活センター 自立の魂 ～略してじりたま！～」という障害者団体のスタッフとして、講演などを通じて被災体験を社会に伝えています。

大地震の時は、無意識のうちに、普段使用している手動式の車いすから降りて、デスクの下に体を小さくして入っていました。「やはり、小学生時代からの避難訓練は役に立ちますね」と小野さん。さまざまな場所で障害のある人と共に参加する避難訓練を行うことが重要だと言います。そして、避難訓練は「失敗のチャンス」です。訓練での「失敗」は、その後の適切な防災対策のヒントになります。最も危険なのは「臨機応変に対応しよう」という考え。安易に臨機応変という結論を出すと、「前もって考えておく」のをやめてしまうことになりかねないからです。



【講演の様子】
被災体験や防災対策などを話す小野さん

❖ 障害のある人と「避難所」へ行ってみよう

避難所の多くは近隣の学校が指定されています。しかし、障害のある人は特別支援学校で学び、地域の学校に通っていない人も多いため、避難所の様子を知らずに避難することになります。一度避難所に行ってみて、バリアフリーの状況を把握しておけば、いざという時に安心です。また、自治体のハザードマップ(自然災害による被害予測地図)を誰もが利用できるよ

今月は

⇒ (N)神奈川県障害者自立生活支援センター
がお伝えます!

通称K I L C(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚等3カ所の事業所で活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕〒243-0035 厚木市愛甲1-7-6

☎046-247-7503 ☎046-247-7508

URL <http://www.kilc.org>

Mail info@kilc.org



う、ユニバーサルデザイン化を推進することで、障害のある人だけでなく子どもや外国人への助けにもなります。

そのほか、どんな支援が必要か一目で分かるよう、要支援者への「ヘルプマーク」の普及、知的障害や発達障害などがある人を支援するための「災害用コミュニケーション支援ボード」を公共の場所や避難所に整備することも急務です。



【ヘルプマーク】



【避難訓練の様子】

自立生活センターで避難訓練を実施している

❖ 真の「共助」を実現するために

現在の防災対策は、地域住民同士の協力(共助)に大きく委ねられています。小野さんは「普段から障害のある人と関わる機会がないのに、災害時だけ助けようというのは無理があるのでは」と危惧し、「障害のある人と地域の人たちが日ごろから交流を深めることが大切です。そして、共助に頼りすぎず、公的な対策(公助)も必要です」と語りました。

どんな時もお互いを気遣うことができる社会を目指すこと。それが究極の防災対策かもしれません。

インフォメーション

自立生活センター 自立の魂 ～略してじりたま！～

URL <http://www.jiritama.jp/home.html>

福祉最前線

— 現場レポート —

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

公益社団法人 神奈川県薬剤師会
会長 鶴飼 典男



明治23年に設立、平成25年には公益社団法人認定を受け、来年2月には創立130周年を迎えます。使命を果たすために研修などを通じた薬剤師の質の向上や県民の健康増進を図るための普及啓発活動を行う職能団体です。
(連絡先) 〒235-0007 横浜市磯子区西町14-11

神奈川県総合薬事保健センター 2F

☎045-761-3241 FAX 045-751-4460

Mail kpa@mail.kpa.or.jp URL https://www.kpa.or.jp/

県民の健康保持・増進を目指して

近年の少子高齢化や人口減少など社会的変化が著しい中、地域包括ケアシステムの導入などとも相まって、薬局では調剤以外に地域の皆さまの健康をサポートするための情報提供など、さまざまな取り組みが必要とされています。一例を挙げれば、在宅医療の一翼を担うための訪問服薬指導の充実があります。このことは、地域のさまざまな専門的知見を有する方々との連携なしでは成り立ちません。神奈川県薬剤師会では、多職種連携をより深めて患者の皆さまの状況に応じた、適正な服薬指導に努めるための環境を整えてまいりたいと存じます。

さて、薬局では、県民の皆さまの日常生活における家庭内での子どもの薬の誤飲や成人にあっては飲み忘れなど、薬に関連するさまざまな対処情報も提供しています。

さらに、社会問題になっている薬物の乱用を防止するために、本会として街頭キャンペーンで県民向けの運動を展開するほか、学校薬剤師として小学校から高等学校までの児童生徒に対して、薬物の危険性の理解を得るため薬物乱用防止啓発教室も実施しています。

このように薬剤師は、薬に関連したいろいろな活動を行っています。加えて、多くの県民の皆さまに薬局を気軽に利用していただくこと、本会独自の制

度として「くすりと健康相談薬局」の認定を行っています。この認定薬局となるためには、一般用医薬品等の品揃えはもとより、医療安全、在宅医療、地域貢献ならびに薬剤師の生涯学習などの項目について、独自の項目をクリアする必要があります。

県民の皆さまにおかれましては、薬局には処方箋がなければ入れないとのイメージもあるかと思いますが、薬局は薬をお出しするだけの場ではありません。県民の健康保持・増進を図るため、健康に関するさまざまな情報を提供できる場でもあります。ご家族やご自身が身体の変調を感じましたらお気軽に緑色の表示が出ています「くすりと健康相談薬局」に遠慮なくお入りください。県民の皆さまの来局をお待ちしています。



機械・雑踏警備のほか防犯カメラや新型【AED】も取扱っています。小型GPS機能による位置情報確認サービス「おまもりくん」の取扱いも開始しました。

京浜警備保障(株)



代表取締役社長 岡本 誠一郎
本社 〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川 2-8-8 第一川島ビル

☎(045) 461-0101 代表 FAX(045)441-1528

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(F) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588
http://www.kki.co.jp/

災害時における住民の共助関係構築に向けて

— 市民トリアージ研修会開催

近年、地震や大雨による災害が頻発しています。自然災害は偶発的な現象のため、発生時に自分がどのような環境にいるのか予測することが非常に困難です。万が一身近で災害が発生した場合に備えて、日頃から防災・減災意識を高めておく必要があります。

本会老人福祉施設協議会では、7月31日に市民トリアージ研修会を開催し、高齢者福祉施設の職員41名が参加しました。

「トリアージ」とは、医療機関による本格的な処置が施される前に、治療や搬送の優先順位を定めておく方法です。本来は医師や救命救急士などが用いる専門的な考え方でしたが、災害発生件数の増加に伴い、住民間での共助関係の強化に向けて、(N)災害・医療・町づくりが作成した「市民トリアージ」の普及活動が進められています。

当日は、同団体の笠原英男さんから、市民トリアージの目的や意義、判断方法についてお話をいただきました。その他、参加者同士で市民トリアージを体験する「輪



災害時の怪我を想定した応急手当講座



二役に分かれてトリアージ体験を行った

参加者からいただいた声

- 実際に体験することでトリアージがどんなことか理解できました。大人が皆、知識・技術を習得していれば大規模災害時にとても役に立つ内容だと実感しました。
- 判断することとなった場合、それに伴う責任等難しいことはありますが、まずは助かる命を勇気を持って助けるという気持ちを持ちたいと思います。

(企画調整・情報提供担当)

手順のわかりやすい市民トリアージですが、妊娠されている方や障害のある方、高齢の方など配慮を要する方々に対しては画一的な判断はできません。緊急時であってでもできるだけ落ち着いて、より適切な対応をするために、物的な備えだけでなく、このような知識を蓄えておくことも重要です。

明日へとつながる笑顔のために

— 第18回かながわ高齢者福祉研究大会開催

7月2日、パシフィコ横浜(横浜市西区)にて「第18回かながわ高齢者福祉研究大会」を開催しました。この大会は、高齢者支援の実践について学び合い、高齢者福祉の最前線を発信することを目的として、本会老人福祉施設協議会会員施設の施設長を中心に、実行委員会形式で毎年開催しています。今回の大会では、新たに20分部門を設け、介護技術発表と併せて105題の発表がありました。

本会では、今後も関係機関・団体と連携し、福祉施設の実践に基づいた協議会活動を進めていきます。(社会福祉施設・団体担当)



研究発表



介護技術発表



大会ポスター

研究発表・介護技術発表 優秀賞受賞施設 (8月29日発表)

介護技術発表	研究発表	
移動介護トランスファー	人材育成・業務改善と効率化	地域包括支援センター・デイサービス事業
陽だまり 訪問介護看護みどり	高齢者生活支援施設 けいわ荘 特別養護老人ホーム さわかか苑 菅田心愛の里	介護老人福祉施設 若竹苑 デイサービスセンター 天王森の郷 横須賀愛光園
レクリエーションの実践	食事・栄養・口腔ケア、その他(施設系)	アクティビティ・リハビリ・レクリエーション
美立の社 個別ケア	高齢者総合福祉センター ヒューマン 特別養護老人ホーム 希望苑 特別養護老人ホーム 富岡はまかぜ	ニューバード獅子ケ谷 さくらの里山科 湘南老人ホーム
たきがしら芭蕉苑	排泄・入浴ケア、その他(施設系)	ターミナルケア・医療との連携、その他(施設系)
認知症ケア	特別養護老人ホーム 天王森の郷 介護老人福祉施設 わかたけ富岡 ムツアイホームすこやか	介護老人福祉施設 ミノワホーム ニューバード シルバータウン相模原特別養護老人ホーム
スプリングガーデン瀬谷 カトリアホーム		

本会主催

苦情解決研修会 (実践編 I ~事例検討~)

- ◇日時=Aコース:11月25日(月)、Bコース:11月26日(火)
※時間はいずれも午前10時から午後4時。研修内容は同じ
- ◇会場=県社会福祉会館 第3・4研修室(横浜市神奈川区沢渡4-2)
- ◇内容=事例を用いたグループワークをとおり、ソーシャルワークの視点から苦情に向き合う姿勢や、解決に向けたプロセスを学ぶ。
[講師] 山下興一郎氏(淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科准教授)
- ◇費用=4,000円
- ◇定員=各コース60名
- ◇申込方法=10月15日(火)までに所定の様式により FAX にて申込。申込書はホームページよりダウンロード
- ◇問合せ先=かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局

☎045-312-1121(代) FAX 045-322-3559

🔍 検索 神奈川 苦情解決研修会

会員・関係機関主催

社会福社会計簿記認定試験

- ◇日時=12月1日(日)
- ◇会場=崎陽軒ヨコハマジャスト1号館(横浜市西区高島2-12-6)
- ◇費用=初級6,480円、中級8,640円、上級(2科目)17,280円
※上級の単科目・受検は10,800円
- ◇申込期間=9月11日(水)~10月31日(木)
- ◇問合せ先=(一社)神奈川県福祉研究会
☎042-773-9266 FAX 042-773-0834

寄附金品ありがとうございました

- 【子ども福祉基金】 脇隆志
- 【ともしび基金】 県立藤沢養護学校、広瀬公子、秦野警察署、村岡万里子、(株)湘南国際村協会、福田清勝 (合計8件 42,491円)

【寄附物品】(公財)報知社会福祉事業団、神奈川県労働者福祉協議会、小澤正一

【ライフサポート事業】

〈寄附物品〉(N)セカンドハーベストジャパン、(福)みなと舎、(福)中心会 (いずれも順不同、敬称略)



神奈川県労働者福祉協議会より県内の乳児院施設等へタオルが寄贈され、吉坂義正会長(右)へ感謝状を贈呈(7面に関連記事掲載)

訃報

本会監事である小野田正幸様が8月3日(土)に逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

平成31年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度 死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円
	傷害見舞費用		

◆クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4) 改定

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。



です。
充実した補償と
割安な保険料

スケールメリットを活かした

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償 改定

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

です。

自然が見守る、色とりどりの個性

— 児童発達支援センター「ほうあんふじ」(小田原市)

広々とした空のもと、梅林の緑がまぶしい小田原市曾我地区。その自然豊かな環境の中で、児童発達支援センター「ほうあんふじ」は子どもたちの成長を支え続け、来年で設立50年目を迎えます。



周辺は梅林や田畑が多く、自然とのふれあいに富んだ立地。園内には野菜の畑があり、食育も行われている

ほうあんふじでは、子どもに「できた」という気持ちを実感してもらうことを大切に、クラス活動や個別療育等に取り組んでいます。また、育児における親の困り感や不安にも寄り添い、肯定しながら、家庭でも実践できる療育のヒントを提供しています。

例えば「靴を履く」という動作は、「爪先を入れる」「かかとを引く」「足を納める」「ベルトを留める」といった小さな段階に区切ることで、親が我が子の特性を理解するきっかけを見出すことがで

きます。最初から完璧を求めるのではなく、スモールステップを進むことで蓄積される達成感は、子どもにとっても自信につながります。

ほうあんふじを運営している(福)宝安寺社会事業部は、施設間のインテグレーション(交流保育)にも力を入れており、今回取材させていただいた「ほうあんふじ」、同じく児童発達支援センターの「ほうあんふみ」、保育園の「小田原愛児園」「小田原乳児園」、昨年開業した子ども発達クリニック「ほうあんなぎさ」の5施設が連携しながら、児童領域の強化を図っています。

平成29年度からは新たな取り組みとして、「小田原愛児園」と「ほうあんふみ」双方に在籍が可能な併用保育が始まりました。職員が施設間の送迎を行うため、情報が



暑くても元気いっぱい遊ぶ子どもたち



たくさん体を動かした後はおやつ時間

児童発達支援センターとは

障害のある子どもたちに対して、日常生活における基本的な生活習慣の形成や運動機能の発達、社会性や物事への関心を育むための支援等を行う、地域密着型の通所施設です。必要に応じて親から寄せられる相談に対応し、助言も行っています。

共有しやすく、両園の強みを活かした療育が可能になります。今年の10月から始まる幼児教育・保育の無償化は、児童発達支援事業所も対象となっています。しかし、10市町からなる県西地域には施設が少なく、利用に至るまで時間のかかるケースもあります。今後予想される需要の増加に対して、保育・療育が包括的に行われる環境の整備が期待されます。

(企画調整・情報提供担当)

神奈川県弁護士会
成年後見センター みまもり

成年後見のことなら、どなたでも、どの段階でも弁護士が相談を受けます。

まずはお電話ください「みまもりダイヤル」

045-211-7720

成年後見に関する
無料電話相談
(20分以内)

神奈川県弁護士会 〒231-0021 横浜市中区日本大通9

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています